

「新たな沖縄振興のための制度提言」の中に法制度を盛り込むことを求める決議

沖縄県の持つ地理的、自然的及び地域特性を生かし、社会経済及び文化の発展を図るため、本県では、これまで復帰後40年間、4次にわたる沖縄振興計画等により総合的な施策が推進されてきたところであるが、依然として本土との格差が縮まらず、解決されない多くの課題を抱えている。

このため、昨年度は沖縄振興計画等の総点検を行うとともに、本県議会を初め県民全体で連携して、2030年までの20年間にわたる長期構想として、また、県民全体で描く本県の将来像となる初めての基本構想として、沖縄21世紀ビジョンを策定したところである。

今後は、総点検結果及び沖縄21世紀ビジョンで明らかにされた、沖縄振興計画の成果や県民所得の向上、雇用情勢の改善、離島の振興、基地のない平和な沖縄を目指した跡地利用の推進等の諸問題を踏まえ、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」をいかに創造するかが課題となる。

そのためには、これまでの沖縄振興計画のように国任せとするのではなく、沖縄21世紀ビジョンと同様に県民がみずからの努力、工夫、熱意及び責任でもって取り組むべきであることは言うまでもないが、実効性ある制度・施策とするためには、法的な裏づけと財政的な支援策が必要不可欠であり、国が新たな沖縄振興のための法律を制定し、さまざまな支援制度を講じることが何よりも必要となっている。

よって、本県議会は、県民の負託を受けた立場から、今後、県民全体が参画し推進していく沖縄21世紀ビジョン及び同基本計画を着実に実現するため、下記の事項が特に重要であると認識し、県が国に求めていく「新たな沖縄振興のための制度提言」の中に盛り込むことを強く要請する。

記

- 1 沖縄振興特別措置法にかわる新たな沖縄振興のための法律の制定
- 2 現行の沖縄振興計画の一括計上措置と同等以上でかつ自由度の高い沖縄振興一括交付金（仮称）制度の創設
- 3 沖縄の有する地域特性を生かした特別区域制度の創設
- 4 駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定

上記のとおり決議する。

平成23年2月24日

沖縄県議会

沖縄県知事 あて